

第34回入善町農業委員会議事録

平成29年5月9日午後1時30分から第34回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 13名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	11番 窪野俊和
12番 酒井良博	14番 上島幸夫	15番 松澤孝浩	17番 中島由起子
18番 手塚喜志子			

欠席委員 4名

9番 紺田與規一	10番 愛場正利	13番 松原二美榮	16番 市森孝義
----------	----------	-----------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	浦田佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第129号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第130号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第131号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

田植えの季節となり、忙しい時期となり、その中お集まりいただきありがとうございます。

次期農業委員の募集も無事終わり、議事の最後に結果の報告がありますが、現農業委員6名が継続であり、3分の2が新たな人となりそうです。認定農業者の人数も過半数を超え、新農業委員会の要件を満たすこととなりました。

今後は、6月議会にて同意を得て、町長からの任命となり、7月20日からの3年間の任期となります。現委員は、今回の委員会を含め、あと3回の審議になるかと思っておりますので、最後までよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第34回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番笹原委員と4番塚田委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第129号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第129号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、東五十里〇〇番の1筆で、台帳地目、現況地目は、ともに田、面積は1,673㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町東五十里〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人は、95歳と高齢であり、農地の管理も困難となってきたため、近くの認定農業者である〇〇さんに譲り渡すこととなったことから、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から800mの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、農作業が必要となる年間120日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、50,668㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、綿委員にいただいております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

事務局の説明のとおりです。申請地は仲間田の一部で、もともと譲受人が耕作していますので問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第129号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第130号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第130号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番。申請地は、入善町入膳〇〇番3の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田、面積は522㎡です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町入膳〇〇番地4の〇〇です。転用目的は「駐車場敷地」で、契約内容は「賃貸借権設定」です。

譲受人は、洋菓子製造及び販売業を行う会社ですが、駐車スペースの不足による県道入善・宇奈月線の路上駐車を解消し、また歩行者とお客様の安全性を確保したいことから、既存店舗の近接地で新たに駐車場敷地が必要となり、今回の申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書、その他必要書類も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番、申請地は入善町目川〇〇番の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は310㎡です。譲渡人は入善町目川〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町目川〇〇番地の〇〇です。転用目的は「車庫敷地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

譲受人は、土木事業等を行っている会社ですが、事務所近くで営業用の車両の駐車スペース等が不足し、不便を感じていたことから、申請地を譲り受けて営業用の重機等の車庫を建設する計画としたことから、今回の申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「車庫敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、平成29年5月9日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書、その他必要書類も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、平成19年に車庫を建築する際、農地転用の許可を得ないまま、今回の申請地に建設してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

申請番号3番、申請地は入善町高島〇〇番5の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は450㎡です。譲渡人は入善町高島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町高島〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

譲受人は、現在、譲渡人を含む7名で生活していますが、子どもの成長に伴い住居が手狭になってきました。また、夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒をみてもらいたいこと、また両親の老後の世話をしたいことから、実家の側で建設する必要があり、申請地を祖父から譲り受けて、今回の転用申請となりました。

申請地は、住宅、駐車場、庭等として利用する計画であり、面積は450㎡で一般住宅基準の500㎡以内であり、必要最小限の面積と考えられます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、昭和29年5月9日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書、その他必要書類も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

申請番号1番の確認をしました。事務局の説明のとおりであります。既存地には5台ほどしか駐車ができないこと、また、申請地に隣接する自宅の裏に会社の新工場を予定していることから、その駐車場としても利用したいとのこと。周囲の営農への影響もないことから問題ないと考えます。

笹原委員

申請番号2番は私ですが、先月、譲受人から説明をうけましたが、既に建設済みであり、周囲への影響もなく、仕方のない申請だと思います。

塚田委員

申請番号3番は、譲受人が実家の近くで住宅を持ちたいとのことでの申請です。周囲との調整も済みでおり問題ないと思い、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

笹原委員

申請番号3番は、耕作している部分ですか。
転用後の残地は、不整形になるのではないのですか。

事務局

転用後の北東の残地は、畑として利用予定としており、南東側は、従来同様水田として利用することとしております。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第130号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第131号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第131号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成29年5月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規85件、更新10件、合計95件の申請があります。

まず新規の申請です。

青木地区 1件、1筆、1,381㎡。

飯野地区 3件、3筆、4,582㎡。

櫛山地区 7件、10筆、14,710㎡。

横山地区 73件、192筆、465,307㎡。

野中地区 1件、2筆、952㎡。

以上、新規の合計は、85件、208筆、486,932㎡です。

続いて更新です。

上原地区 1件、2筆、3,656㎡。

飯野地区 6件、14筆、28,331㎡。

小摺戸地区 3件、3筆、4,775㎡。

以上、更新の合計は、10件、19筆、36,762㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、横山地区の新規設定は、古黒部の換地によるものです。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松澤委員

賃借料について、集落営農の定めるとおりとありますが、標準賃借料とならなくてもいいのですね。

事務局

農業委員会で示している標準賃借料は、あくまで目安ですので、双方の協議で定めることとしております。

集落営農の場合、その年の収益等により、双方の合意により賃借料を変更していますので問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

賃借料を自由にできるのは、集落営農の強みかもあるかもしれません。

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 131 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等がございますか。
それでは、事務局から何かありますか。

事務局

入善町農業委員募集結果の報告をさせていただきます。

4月3日から4月28日の26日間募集した結果、定員18名に対して、定員どおりの応募がありました。
3分の1の6名が現農業委員の皆様であり、残りの3分の2の12名が新しい方となりました。

認定農業者は13名となり、過半数要件を満たしております。また、青年層、女性層及び中立の方の登用も満たしております。

なお、明日、定数を超えませんでした。評価委員会を開催しまして、18名の要件の確認をいたしまして、その結果を、町長へ答申しまして、6月議会にて同意を得る予定をなっております。その後、町長から任命することとなります。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見はございませんか。

(全員 意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、特にご意見がないようですので、これもちまして第34回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、6月5日 月曜日、午後1時30分から行います。よろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時13分)